

豊頃町立学校情報機器等の 整備（更新）に関する計画

1. 端末整備（更新）計画
2. 公立学校ネットワーク整備計画
3. 校務 DX 計画
4. 児童生徒1人1台端末の利活用に係る計画

令和6年11月
豊頃町教育委員会

1. 端末整備(更新)計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数	157	160	160	155	162
②予備機を含む 整備上限台数	180	146	115	59	16
③整備台数(予備機除く)	34	28	45	46	9
④③のうち 基金事業によるもの	34	28	45	46	9
⑤累積更新率	21.7%	38.8%	66.9%	98.7%	100%
⑥予備機整備台数	4	3	5	5	1
⑦⑥のうち 基金事業によるもの	4	3	5	5	1
⑧予備機整備率	11.8%	9.7%	10%	9.8%	6.3%

【端末の整備・更新計画の考え方】

令和2年度までに整備した222台の端末について、耐用年数を超える端末の故障等が増えており、日常的な授業等の利活用に支障が出かねない状況であることから、令和6年度から令和10年度の5年間において端末の更新をおこなう。

(児童生徒用162台、予備機18台の計180台)

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 200台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者へ再使用・再資源化を委託 : 0台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者へ再使用・再資源化を委託 : 0台
- ・その他(教育関連事業等で再利用) : 22台

○端末のデータの消去方法

- ・保守管理業者へ委託する

○スケジュール(予定)

- ・令和7年4月 新規購入端末の使用開始
- ・令和7年5月 使用済端末のデータ消去
- ・令和7年6月 使用済端末の再利用

2. 公立学校ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合(%)

(1) 豊頃町内の学校数: 小学校2校、中学校1校

(2) 必要なネットワーク速度が確保できている学校数: 0校

(3) 総学校数に占める割合: 0%

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

(1) ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

令和7年9月までに課題のある学校について、課題の特定を完了させる。

(2) ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

ネットワークアセスメントの結果を踏まえ、令和7年度から順次改善の検討を開始し、令和7年度中までに対象校における改善策を完了させる。

3. 校務 DX 計画

文部科学省「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議提言」に基づく次世代の校務デジタル化に向け、文部科学省が公表した「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」に示されている、教育委員会及び学校が教育 DXを推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現するため、本町において次に掲げる事項を重点的に推進する。

(1)校務系・学習系ネットワークの統合

教職員一人一人の事情に合わせた柔軟かつ安全な働き方を可能とするため、ゼロトラストの考え方に基づくアクセス制御によるセキュリティ対策を十分に講じた上で、学校・町情報管理担当・関係業者と連携を図りながら、ロケーションフリーで校務系・学習系ネットワークへ接続可能な環境の整備(教職員用端末の一台化を含む)に向けた調査研究を進める。

(2)校務支援システムのクラウド化

現在、北海道教育委員会が管理する校務支援システムを使用しており、学校現場において教務・保健・学籍・成績管理など様々な校務で利用している。

グループウェア・保護者連絡・備品管理などの汎用クラウドツールと連携し、教職員間での会議資料等のペーパーレス化、教職員等の負担軽減・コミュニケーションの迅速化や活性化を可能とする環境を構築するため、文部科学省「次世代の校務デジタル化推進実証事業」の状況を注視しつつ、教職員と学校現場における課題・ニーズ等の情報共有を図るなど、次世代の校務デジタル化に向けた校務系ネットワーク・システム等の現状分析や望ましい校務の在り方に関する検討を行い、パブリッククラウド上での運用を前提とした環境整備を進める。

(3)次世代の校務デジタル化に向けた各種ツールの活用

上記(2)と合わせて、校務の効率化や授業の質の改善を図るため、授業支援ソフトやデジタルドリルで蓄積された学習系データ、MEXCBTなどの教育行政データ、児童生徒の出欠及び成績情報等の校務系データなど、様々な教育データを自動的に収集・分析・加工して簡潔にまとめ、集計

値や表、グラフなどで可視化するための管理ツール(データ連携基盤ダッシュボード)の導入や安全な環境下での校務における生成AIの活用に向けた検討を行う。

なお、現状においては、教職員のICT活用能力に個人差があり、上手く活用できていないケースも散見されることから、全ての教職員が効果的に活用できるよう、教職員一人一人のICT活用能力に応じた個別指導やICT研修の機会の提供についても、学校やICT支援員等と連携を図りながら、合わせて検討する。

(4) FAX ・押印の原則廃止

令和5年12月に文部科学省が公表した「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」に基づく自己点検結果の報告によると、一部でまだ保護者・外部とのやりとりで押印・署名が必要な書類があり、クラウド環境を活用した校務DXを大きく阻害していることが指摘されていることから、災害や教育ネットワークの不具合時などFAXの方が電子メール等より効率的な場合を除き、FAX・押印の原則廃止に向けて、各種関係機関及び学校と関わりのある事業者に対して、教育委員会から慣行の見直しを依頼するなど、継続的に働きかけを行う。

4. 児童生徒1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「令和の日本型教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」の内容並びにこれらに引き続く政府の議論等では、ICTの活用と少人数によるきめ細やかな指導体制の整備による「個別最適な学び」と、これまでも日本型学校教育において重視されてきた「協働的な学び」を一体的に充実し、子どもたちの資質・能力を育成することが求められている。

上記内容を踏まえて、本町では、ICT活用による「個別最適な学び」とこれまでも重視されてきた「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るとともに、子ども一人一人の学習状況の適切な分析に基づき、一貫した教育活動が学校全体で進められるよう検証改善サイクルに基づく組織的な取組を図る。

また、本町が学校教育の充実を図るため、重点事項として掲げている「確かな学力」に向けた取組を進めるため、通信ネットワーク等のICT環境を一体的に整備し、基盤的なツールとして効果的な利活用を図る。

2. GIGA第1期の総括

国のGIGAスクール構想を踏まえ、令和2年度までに全児童生徒分における222台の1人1台端末及び全学校における通信ネットワーク等を整備し、学校現場における教科や学習場面に応じた、情報の収集・理解・整理・発信・共有及び個別の学びのツールとして1人1台端末の日常的な利活用を図るとともに、1人1台端末の家庭への持ち帰りを可能とし、長期休業中の課題やデジタルドリル等を用いた家庭学習など、様々な場面で活用することで、児童生徒の学習意欲の向上及び学習環境の整備に努めた。

GIGAスクールの運営支援を業者に委託し、ネットワークトラブル等の早期解決など、児童生徒の学習環境に支障が生じないように努めるとともに、児童生徒に情報活用能力を身に付けさせるための教職員のICT活用指導力の養成を図った。

新型コロナウイルス感染症の感染等により学校に登校できない児童生徒の学びを保障するため、自宅に通信ネットワークが整備されていない児童生徒については、1人1台端末の持ち帰りに加え

て、モバイルルーター等の貸出しを行った。

3. 1人1台端末の利活用方策

令和2年度までに整備した1人1台端末は、導入から5年が経過し、耐用年数を超える端末の故障等が増えており、日常的な授業等の利活用に支障が出かねない状況であることから、令和6年度から令和10年度の5年間において全児童生徒分に予備機を合わせた186台の端末更新を行う。委託業者によるGIGAスクール運営支援を継続し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善にいかすため、端末を日常的に活用できるよう教職員向けの研修内容を充実させ、ICT活用指導力の向上を図る。

1人1台端末の日常的な利活用を継続するとともに、様々な困難を抱える児童生徒に対する支援として、「不登校児童生徒の授業への参加・視聴機会の提供」、「希望する児童生徒への教育相談の実施」、「外国人児童生徒に対する学習活動支援」、「障害のある児童生徒や病气療養児等、特別な支援を必要とする児童生徒の実態に応じた支援」など、多様な場面での活用を検討する。

ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、既に導入している指導者用デジタル教科書に加え、学習者用デジタル教科書等のデジタル教材を導入し、授業等において効果的に活用する。

また、児童生徒が「自分で調べる場面」、「自分の考えをまとめ、発表・表現する場面」、「教職員と児童生徒がやりとりする場面」、「児童生徒同士がやりとりする場面」、「児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面」の5つの場面における具体的な活用方策について、課題の洗出しや活用事例の情報共有など、学校と連携を図りながら検討し、実行することで学校教育の質の向上を図る。